

**令和6年度（補正予算）
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（建設機械）**

公募説明

令和7年4月

一般社団法人

日本建設機械施工協会

本事業概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意していただきたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領を参照ください。

<https://jcmanet.or.jp/hojojigyo/>

申請書類は、ホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。

- 申請マニュアルもご参照ください。
- 不明な点は、日本建設機械施工協会の「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人日本建設機械施工協会

「商用車等の電動化促進事業（建設機械）」事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 2 階

E-mail: jcma_hojyo@jcmanet.or.jp

原則として、問い合わせは、jGrantsにログインの上、メールを基本とさせていただきます。

1. 補助事業の目的

- 目的

本事業では、GX建設機械の普及初期の導入を支援することにより、産業競争力強化、経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とします。

- 二酸化炭素削減量の把握

本事業の実施により二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため事業の効果確認の為、GX建設機械が申請者に納入された後に、以下の報告を忘れずに提出していただきます。

当該事業年度終了時には、**年度終了実績報告書（交付規定様式第13）**及び
年度事業報告書（交付規定様式第17）

さらに、翌年度終了時には、年度事業報告書（交付規定様式第17）

2. 補助事業の概要

【対象事業の基本的要件】

- 事業を行うための実施体制が構築され事業に対する理解が得られていること。
- 申請内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する機械等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。
- 公募要領別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

【補助金を申請できる者】

- ①民間企業（「利益等排除の対象となる民間企業」を除く
- ②独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

続き

【補助対象となる製品】

①交付決定後に購入契約をする未使用のGX建設機械（※）

※GX建設機械：建設施工現場における電動建機の普及を促進し、脱炭素化を図るため、国土交通省が創設したGX建設機械認定制度の認定を受けた電動建機をいう。

②GX建設機械に充電する装置としてGX建設機械を製造する会社が認め、①のGX建設機械と一体的に導入される可搬式充電設備。

ただし、建設機械1台に対して充電設備1台以下であること。

【予算額】

17億3,191万円

【補助金の交付額】

① GX建設機械

（GX建設機械の標準価格－同規格の最新型機械（従来建設機械）の基準価格）×補助率（2/3）をベースに必要と認めた金額

② 充電設備

充電設備の購入価格（標準価格）×補助率（1/2）をベースに必要と認めた金額

※交付金額は、原則として機種・型式毎に定めた統一金額とします。

※1件当たりの申請に対する交付額について、上限額を定めません。

続き

【補助事業期間】

原則として単年度

ただし、複数年度に渡る事業の申請も可能です。この申請を行う場合は、事前に協会に相談を行って下さい。

【利益等排除の対象となる民間企業】

建設機械販売業者、建設機械製造又は建設機械販売を行う企業と資本関係があるなどの補助事業者が、以下のいずれかの者からGX建機を調達する場合は、利益等排除の対象となりますので、協会に申し出てください。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社

・利益等排除については、必要な書類を添付してください。

公募要領別紙2 補助事業における利益等排除について 参照

3. 補助事業の採択

公募を実施

申請者より提出された実施計画書等をもとに、協会で厳正に審査を行い、商用車等の電動化促進事業（建設機械）の予算の範囲内で補助事業を採択

この事業においては、GX建設機械の普及初期の導入を支援することにより、産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とします。そのため、申請については、原則、**申請書類の受付が完了した順番で採択判断を行います。**

差し戻しとした申請は、受付の順番が遅れます。

なお、補助対象の建設機械に適合しない申請並びに補助金の応募を申請できる者の要件を満たさない申請については審査を行わない。

また、補助対象となる事業に適合する申請であっても、応募内容によっては不採択または補助額の減額とする場合もある。

予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付け以降は申し込み順による審査は行わない。
当該日付から令和7年11月28日（金）までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行う。
予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助対象事業者を決定する。

4. 留意事項

【申請方法】

申請書類の提出はデジタル庁が提供する **j Grants2.0**で原則実施

【申請者】

1. 申請者自身

2. 代理申請

申請者も、本事業に関しては、GビジネスIDの取得が必須で、代理申請の委任手続きをj-Grantsで行う必要有り

※ 代理申請を行う場合でも、申請書の提出は、申請者自身が行う。

【申請受付期間】

令和7年4月18日（金）～令和7年11月28日（金）17：00

申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります。

【補助金交付決定】

審査の結果、補助金交付申請の採択とした申請者には、協会からは**補助金交付決定通知書**を送付します。

補助金対象機械の契約・納品までを完了させること

【完了実績報告書の提出】

令和8年2月27日（金）までに購入建設機械の引き渡しを受けること

事業完了後30日以内、または令和8年3月10日のいずれか早い日までに**完了実績報告書（様式第12）**を提出

続き

【補助金交付】

完了実績報告書を審査後、適合した場合は、**補助金交付額確定通知書**を送付しますので、**清算払請求書（様式第 1 5）**を協会に提出すること

【年度終了実績報告書の提出】

年度終了実績報告書（様式第 1 3）

添付書類 事業実施報告書（様式第12 別紙1）・ハード対策事業計算ファイル

提出期限： 令和8年4月10日（金）

【事業報告書の提出】

二酸化炭素削減効果等に係る**年度事業報告書（様式第 1 7）**

添付書類 事業実施報告書（様式第12 別紙1）・ハード対策事業計算ファイル

提出期限： 1回目令和8年4月20日（月） 対象（令和7年度分）補助事業完了日から令和8年3月31日

2回目令和9年4月20日（火） （令和8年度分）令和8年4月1日から令和9年3月31日

事業報告書の証拠となる書類は、報告に係る年度終了後、**3年間**保存

続き

【経理書類の保管】

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了日を含む年度の終了後、5年間又は**取得財産の処分制限期間が経過するまでの間のいずれか長い期間**、保存

【取得財産の管理】

補助事業により取得、または効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまで取得財産を保有することが義務付けされており、**取得財産等管理台帳（様式第11）**を整備し、管理状況を明らかにしておく。

定められた期間内に、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）することをいう）しようとするときは、その処分の前に協会の承認を受けなければならない。

続き

【維持管理】

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

【二酸化炭素の削減量の把握】

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要がある。

【事業報告書の作成及び提出】

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度（令和7年度）については、補助事業の完了の日から令和8年3月31日までの二酸化炭素排出削減効果についての年度事業報告書（様式17）を提出すること。

翌年度（令和8年度）については、過去1年間分の二酸化炭素排出削減効果についての年度事業報告書（様式17）を提出すること。

【補助事業完了後の検証】

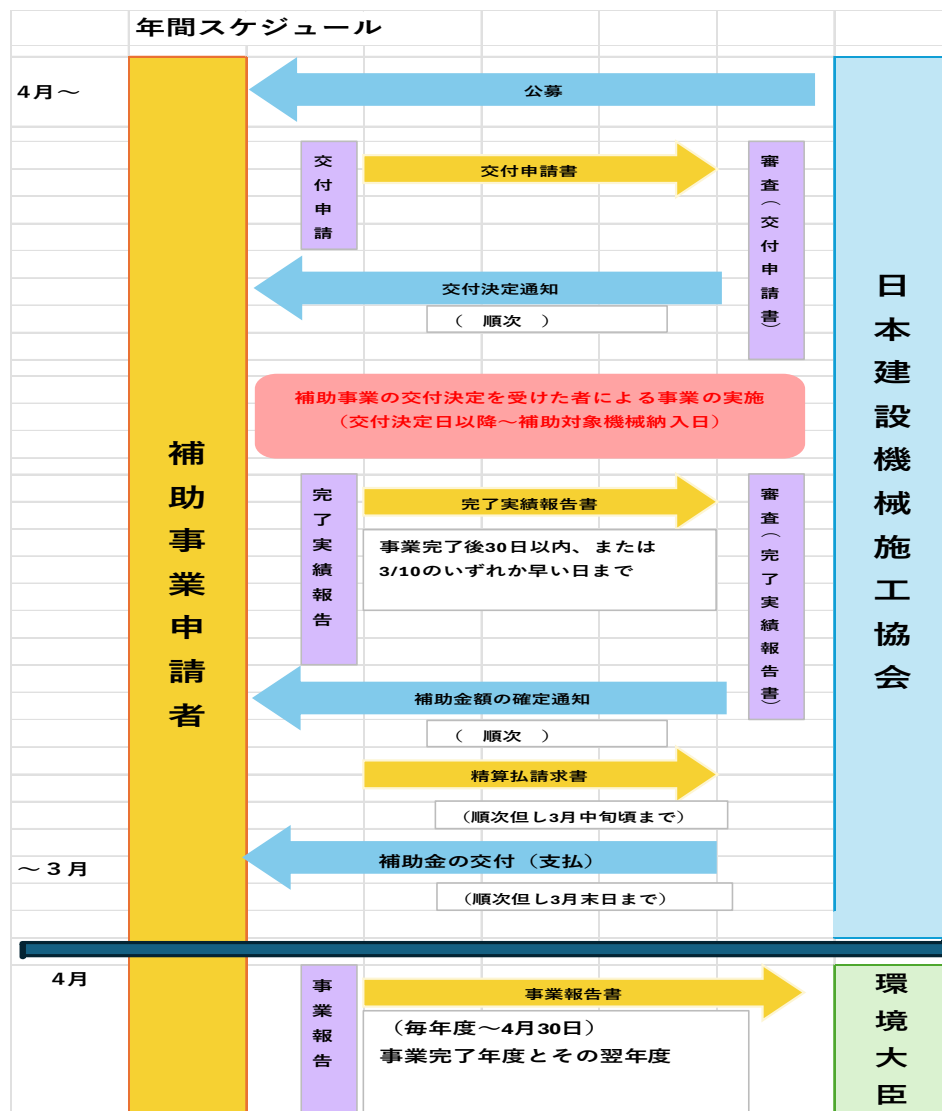
補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて環境省から委託を受けた団体が現地調査を行う場合がある。

【応募書類の記入に当たって】

交付額の算定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てて記入すること。

実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用すること。

＜補助金申請から補助金交付の流れ＞ （単年度事業の場合）



書類・取得財産の保管期間

補助事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
事業報告書提出	1年間								
保管		3 年間							
取得財産管理	林業 5 年間								
	総合工事業 6 年間								
	解体業・廃棄物処理業・レンタル業 8 年間								
経理書類の保管	林業 5 年間								
	総合工事業 6 年間								
	解体業・廃棄物処理業・レンタル業 8 年間								

応募申請書のダウンロード

申請書は、ホームページの「申請書類等」からダウンロードしてください。

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

協会について 協会活動 部会・委員会 建設機械施工管理 技術検定 建設機械施工 技能実習評価試験 出版図書

商用車等の電動化促進事業（建設機械）

HOME / 商用車等の電動化促進事業（建設機械）

令和6年度(補正予算) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（建設機械））に係る補助事業者（執行団体）に採択されました。

＜補助事業申請者向け＞

申請書類等はこちら 申請マニュアルはこちら Q & Aはこちら

※申請に当たっては、G BizIDの取得が必須となります。

お知らせ・公募申請・情報

2025年1月22日

補助事業者（執行団体）採択のお知らせ

令和6年度（補正予算）環境省脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（建設機械））に係る補助事業者（執行団体）に採択されました。

本事業では、GX建設機械の普及初期の導入を支援することにより、産業競争力強化、経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とします。

また、本事業の実施により補助対象の建設機械稼働時にCO2が無排出であり、現場等における二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

補助事業の概要

公募期間	令和7年4月18日（金）～令和7年11月28日（金）
予算額	17億3,191万円

- 申請状況によって申請受付が前倒しで終了する可能性があります。前倒しで終了する場合は、あらかじめ協会のホームページでお知らせいたします。
- この事業の審査は、申請の受付順を基本として採択判断を行います。

ここをクリックしてください。

申請書類画面

申請書類等（商用車等の電動化促進事業）

HOME / 申請書類等（商用車等の電動化促進事業）

←戻る

申請書様式及び添付書類書式

NO	書類名	入力書式	手書き様式	記入例
1	提出資料総括表	-		-

交付申請書 提出時 （全ての契約形態に共通で必要な書類）

NO	書類名	入力書式	手書き様式	記入例
2	様式第1 第5条関係 交付申請書			
3	様式第1 （別紙1） 事業実施計画書			
4	補助事業申請者向けハード対 策事業計算ファイル		-	
5	様式第1 （別紙2） 経費所要額精算調書			
6	組織概要	-	-	-
7	経理状況説明書	-	-	-
8	定款若しくは登記事項証明書 （発行から3カ月以内のもの）	-	-	-
9	販売会社の見積書	-	-	-

応募書類

<全ての契約形態に共通に必要な書類>

- (1) 交付申請書（様式1）・別紙1実施計画書・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル・別紙2経費所要額精算調書内訳
- (2) 組織概要
- (3) 経理状況説明書
- (4) 定款若しくは登記事項証明書（発行から 3 カ月以内のもの）
- (5) 販売会社の見積書（補助対象建設機械購入時の本体価格）**支払い条件**及び**納期**の記載要
- (6) 購入価格にオプション等補助対象外費用が含まれている場合は購入価格の明細表

商用車等の電動化促進事業（建設機械）補助金に申請される皆様へ

補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら協会といたしましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

1. 申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 協会から補助金の交付決定を通知する前においてかかった経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象となりません。
3. 補助金にて取得した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け（レンタル事業者を除く）、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む。)することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。また、処分制限期間内に処分をした場合は、交付した補助金の一部を返還していただくことがあります。
4. 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。

続き

5. 補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係わる交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還していただくことになります。なお、補助金に係わる不正行為に対しては、補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の第29条から第33条において刑事罰等を科す旨規定されています。

6. 補助金の申請ができる者は、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

よくある質問（Q & A)について

本補助金に関する、よくある質問（Q & A）をホームページに掲載しています。ご参照ください。

<https://jcmanet.or.jp/hojojigyo/>